

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

◇ 倒産したゴルフ場の会員権

Q : 私がゴルフ会員権を所有していたゴルフ場会社が倒産したのですが、その後、このゴルフ場を競売で落札した企業が営業を引き継ぐことになり、旧ゴルフ会員権と引き換えに新会社のゴルフ会員権を取得することになりました。この場合の所得税の取り扱いはどうなりますか。

A : 倒産したゴルフ場の会員権であっても、プレー権が存続するケースでは、売却損益は総合課税の譲渡所得とされ、赤字になる場合には損益通算ができます。

【解説】

ご質問の場合、旧ゴルフ会員権を売却するとともに、その売却代金で新ゴルフ会員権を取得したもので取扱われます。そして、新会員権の時価が、旧会員権の売却収入であると考えられます。そこで、もし新会員権の時価が旧会員権の取得価額を下回る場合には、売却損が生じることになります。

ところで従来、ゴルフ場が倒産してプレーができなくなったゴルフ会員権の売却損については、他の各種所得との損益通算ができないうことになっていました。

しかし、ご質問の場合のように、他の会社に営業が引き継がれることにより、旧会員のプレー権が存続するケースについては、通常のゴルフ会員権と同様に、総合課税の譲渡所得として取り扱われます。そして、譲渡損失についても、譲渡所得から控除しきれなければ、他の各種所得との損益通算ができます。

